

平成29年第3回

定例会会議録

会 期

平成29年9月12日（火）から
平成29年9月28日（木）まで

会議日時

平成29年9月12日（火）
平成29年9月14日（木）
平成29年9月28日（木）

東串良町議会

平成29年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成29年9月12日 午前10時05分
散 会 平成29年9月12日 午前10時42分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園 ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮地 利雄 1番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
経済課長	堀口 利弘	社会教育課長	薬丸 淳郎
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男	代表監査委員	児玉 愛司
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 橋口 正博

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 5 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 報告第 3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 12 認定第 1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 5 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 報告第 3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 12 認定第 1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時05分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成29年第3回東串良町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、宮地利雄君及び児玉勇治君を  
指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月28日までの17日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月28日までの17日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです
ので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

会 議 の 経 過

◆ 日程第4 同意第9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議 長（田之畑）

日程第4 同意第9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘2647番地1、松留純さんを固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会の委員の任期が平成29年9月11日をもって満了となるためでございます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第9号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 5 議案第 3 2 号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第 3 2 号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

御説明申し上げます。

議案第 3 2 号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について、御説明申し上げます。

東串良町過疎地域自立促進計画の一部変更を策定いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

本案は、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）

◆ 日程第 7 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

◆ 日程第 8 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

◆ 日程第 9 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

◆ 日程第 1 0 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議 長（田之畑）

日程第 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）

会 議 の 経 過

特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上の5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第33号から議案第37号までを御説明申し上げます。

まず、議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,293万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,517万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億23万1,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

最後に、議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,716万7,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

◆ 日程第11 報告第3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 (田之畑)

日程第11 報告第3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

報告第3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して、別紙のとおり報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額はともに黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は5.8%であり、良好な状態であります。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス26.4%であり、良好な状態であります。

最後に、資金不足比率は、資金不足はなく、良好な状態であります。

会 議 の 経 過

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 平成28年度東串良町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第12 認定第1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第13 認定第2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第14 認定第3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第15 認定第4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第16 認定第5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第17 認定第6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第12 認定第1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

算認定について

以上の6件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までを地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により議会の認定に付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

まず、認定第1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額50億4,727万1,000円、調定額51億9,452万5,076円に対し、収入済額50億8,957万8,205円でございます。

また、不納欠損額234万7,395円、収入未済額1億259万9,476円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額50億4,727万1,000円に対し、48億4,934万2,026円を支出し、翌年度繰越額7,489万8,000円、不用額1億2,303万974円でございます。よろしくお願いたします。

次に、認定第2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額13億1,411万8,000円、調定額13億9,257万1,675円に対し、収入済額13億4,117万4,072円でございます。

また、不納欠損額591万3,880円、収入未済額が4,548万3,723円でございます。

次に、歳出合計については、予算現額13億1,411万8,000円に対し、支出済額13億435万2,381円で、不用額976万5,619円でございます。よろしくお願いたします。

次に、認定第3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額8億9,100万3,000円、調定額9億5,092万1,063円に対し、収入済額9億4,612万1,683円でございます。

また、不納欠損額82万1,000円、収入未済額が397万8,380円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額8億9,100万3,000円に対し、支出済額8億5,686万46円、不用額3,414万2,954円でございます。

会 議 の 経 過

よろしく願いいたします。

次に、認定第4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額681万2,000円、調定額851万888円に対し、収入済額851万888円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額681万2,000円に対し、支出済額665万7,835円で、不用額15万4,165円でございます。よろしく願いいたします。

次に、認定第5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9,433万6,000円、調定額9,515万4,183円に対し、収入済額9,504万3,383円でございます。

また、不納欠損額3万7,300円、収入未済額は7万3,500円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額9,433万6,000円に対し、支出済額9,429万1,886円で、不用額4万4,114円でございます。よろしく願いいたします。

最後に、認定第6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額2億2,251万6,000円、調定額2億4,042万5,715円に対し、収入済額2億3,624万3,075円でございます。

また、不納欠損額は2万4,360円、収入未済額は415万8,280円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額2億2,251万6,000円に対し、支出済額1億8,502万8,641円を支出し、翌年度繰越額650万円、不用額3,098万7,359円でございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑を願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任の上、これに付託して

会 議 の 経 過

審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任の上、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 児玉勇治君、2番 瀬戸山譲一君、3番 牧原完治君、4番 西園貞美君、6番 前田 隆君、7番 上園ミキさん、8番 原田 猛君、9番 宮地利雄君、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8人の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩しますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いします。

そのため、議長は、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

なお、決算審査特別委員会の年長者は、前田 隆君であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

—◇—

再 開 午前10時40分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に原田 猛君、副委員長に前田 隆君が互選されましたので、報告いたします。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午前10時42分

平成29年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成29年9月14日 午前10時00分
散 会 平成29年9月14日 午後 1時22分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮地利雄 1番 児玉勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
経済課長	堀口 利弘	社会教育課長	薬丸 淳郎
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 橋口 正博

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の訂正の件

日程第 2 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の訂正の件

日程第 2 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の訂正の件

議 長（田之畑）

日程第1 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の訂正の件を議題とします。

町長から議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の訂正理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、平成29年9月12日の本会議、1日目において議題となりました議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の訂正の件について御説明申し上げます。

繰越金のうち、一般会計へ繰り出す事務費分の二重計上があったため訂正をお願いするものでございます。

内容は、繰越金の補正額80万2,000円を75万円に訂正するものでございます。

訂正後につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,711万5,000円といたしました。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

お諮りします。

本件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件を許可することに決定しました。

◆ 日程第2 一般質問

議 長（田之畑）

日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

おはようございます。通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

介護のことなのですが、7段階ある要介護のうち、今回私が質問したいのは、要支援1・2についてであります。平成29年8月19日の南日本新聞に、ことし4月までに介護保険から切り離され、市区町村事業に移行した軽度の要介護者向けの調査の記事が載っていました。それによりますと、全国1,562団体のうち、67.3%が移行に反対、どちらとも言えないが35.1%、賛成が1.2%でした。

また、鹿児島県では、36市町村のうち、20市町村が反対、どちらとも言えないが15市町村、賛成が1町でした。県内の36市町村のうち、45%が運営に苦労している。27.4%が順調、どちらとも言えないが27.7%でしたが、本町は要支援1・2が介護保険から切り離されたことに対して、どう回答したか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新聞紙上の調査結果は、共同通信調査チームがことし6月に行った少子高齢化対策、全自治体首長アンケートの取りまとめでした。議員お尋ねの63.7%が反対している件の調査内容は、要介護1・2向けのサービスも要支援1・2のように介護保険から切り離し、市町村事業へ移行させる政府の議論があることについて、どう考えるかという質問でした。制度の全体像が何も見えていない現段階では、答えようがないため、本町でもどちらとも言えないとの回答をいたしました。しかし、要支援1・2向けの提供サービスが少ないことや、今年度から始まった総合事業の現状の検証も終わっていないことなど、また、もし議論の内容次第で財政的な負担がふえるようであれば、介護保険事業の運営が厳しくなることから、現状のまま制度維持を望むものでございます。

また、要支援1・2向けのサービス事業については本町も運営に苦慮しております。住民やボランティア等新たな担い手の確保が難しいことや、そもそも市町村に移行させたこと自体が無理があるのではないかとと思われるからでございます。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

訪問介護と通所介護は、保険給付から外れることから、事業所の軽度介護からの撤退も考えられます。本町の現状はどうなっているのか。また、介護などを行っているボランティアなどの団体があればお聞かせ願いたいです。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

比較的軽度の要支援認定者のサービスが制度改正により、ことし4月から一部見直され、訪問介護、ホームヘルプ事業ですけれども、通所介護、デイサービスが介護保険給付から市町村が行う新しい総合事業へ移行しました。なお、福祉用具の貸与や購入、住宅改修、訪問介護は今までどおり介護保険給付でのサービスが受けられます。

本町では、総合事業の中の訪問介護と通所介護は見直し前と同じような形で6つの事業所が受け入れをしていただきましたので、利用者の方々は今までどおりのサービスが受けられます。

なお、訪問介護を行っている民間団体は、本町にはありません。利用者側が自宅に専門事業所以外の人を立ち入らせることへの抵抗感があってか、ホームヘルプ事業を行っている団体は少ないようでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

この事業の移行で職員への負担、その他問題点があれば伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

新しい総合事業の開始や認知症初期集中支援チームの発足など地域包括支援センターの業務量がふえてきました。そこで今年度から社会福祉士とケアマネジャー、そして生活支援コーディネーターの3名を増員し、適切な人員体制を確保し、機能強化を図ることとしたところでございます。

会 議 の 経 過

総合事業については、まちが主体となり実施していく事業ですが、現在のところ事業所が行うサービスしか地域資源がないため、まちでは、今後提供するサービス内容を多様化し、利用者の心身の状態や希望に沿って自立支援を目標としたサービスの提供ができるよう、地域資源の発掘を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

介護の問題は、私を初め、多くの人たちが通らなければならない問題です。訪問介護、デイサービスは、軽度向け介護にとってとても重要です。認知症などは、軽度での早期対応が進行をおくらせるとも言われていることから、地域住民のボランティアや緩和型の報酬等も考慮しながらサービス全体の底上げができる対策を強く要望します。

引き続きまして、2点目の核ごみ最終処分場について質問いたします。

経済産業省は、原発から出る高レベル放射性廃棄物である核ごみの最終処分の候補になり得る地域を日本地図上に示した科学的特性マップを公表しました。鹿児島県内では、43市町村のうち、搬送面でも好ましいとされる地域が一定程度まとまって含まれる最適地として、36市町村が候補として上がりました。その36市町村に本町も含まれております。そこで、核ごみ最終処分場候補に挙げられた自治体に対して、南日本新聞社が受け入れの可否を聞いたところ、36市町村全ての自治体が反対を表明しましたが、本町はどのように回答されたか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このことにつきましては、国が7月28日に原発から出る高レベル放射性物質の最終処分ができる可能性のある地域を示した日本地図、科学的特性マップを公表しました。火山や活断層が周囲になく、最終処分の候補地となり得る適地は全て都道府県に存在し、国土の7割弱が該当しております。このうち海岸から近く適地とされた地域のある自治体は、全市町村の過半数が該当しております。約900で、国土の約3割に上がっているところでございます。本町も最終処分ができる可能性がある適地に含まれておりましたが、受け入れは断固拒否いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

経済産業省は、最終処分場の候補地として手を挙げる自治体を待つ一方、複数の自治体に調査の協力を求めながら、建設地を絞り込んでいく考えのようです。秋以降に最適とされる地域で重点的に説明会を開く段取りとのこと。本町は一次産業のまちです。ピーマンやキュウリはブランド品で町の貴重な財源でもあります。イメージダウンによる農業の影響が危惧されます。県内7つの市町村では、放射性廃棄物の受け入れや持ち込みを拒否する条例を制定しているところもあります。そのうちの2つは、大隅半島の錦江町と南大隅町です。この条例を制定している自治体と共闘して、放射性廃棄物の受け入れ、持ち込みを拒否する考えはないか、再度御意見を伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。最終処分場につきましては、食糧供給基地としての一翼を担っている我がまちにとりましては、基幹産業である農業への悪影響を考えたときに、到底受け入れられるものではございません。また、将来にわたり、放射能漏えいという大きなリスクを抱えることとなり、住民生活の安心安全の面からも理解を得られるものではございません。

したがって、最終処分地としての受け入れには断固拒否しますとともに、ほかのまちとも強く連携を図っていく覚悟でございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

核ごみが存在する以上、最終処分をどうするかを検討は避けては通れませんが、先ほど町長から述べられたとおり、県内地質学者からは、火山噴火や断層の治験が十分反映されていない本県には、最終処分の適地はないとされています。最終処分場は長期的な経済の存続や発展に結びつかず、長期にわたり放射性漏えいリスクを抱えた地域になります。

以上のことなどを考慮して、地域説明会等が開催される前から先ほど町長が述べられたとおり、ノーの是非を貫いてもらって、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 (田之畑)

次に、2番 瀬戸山譲一の発言を許します。

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

通告に従って、2点ほど質問させていただきます。

今、ここに書いてあります地方経済のエネルギー政策における電力の自家供給についてということは、去年から何回かこの場で質問させていただいているわけですが、きょうはちょっと違った観点というわけじゃないんですけれども、例えば避難所とかそういうところが停電した場合について、いかにして電力を確保できるかということをお聞きしたいと思います。というのも、去年、熊本の地震がありまして、ちょうど1年前の8月ごろ、ちょっとボランティアをしないかということでお誘いを受けて、去年、熊本の避難所に行って、いろいろお仕事をさせていただいたんですけれども、そのときにやっぱり感じたのは、避難所の益城町の体育館の中の、たくさん避難されてきていらっしゃるんですけれども、その中でやはり喫緊の課題がちょうど地震が4月にあって、暑いときの8月で、やはりクーラー設置が急務だったということで、そこでちょっといろいろと見させていただいて、ああ、すごいな、やはりもうお年な方がいっぱいいらっしゃるんですけれども、中に入ったら涼しくて結構快適でありました。この快適性が無いと大変なのかなという気を受けました。

それで、ことしの夏も大変暑かったんですけれども、やはり今、マスコミ、テレビかれこれでは言いますが、適宜クーラーを使って熱中症対策をしてくださいとか、いろいろ言われていますけれども、ちょっと今回、柏原のちょっと御高齢の方からお話がありまして、もし、世の中に不測の事態が起きて、停電して、クーラーとかが使えなくなったら自分たち老人はごろごろと死ぬかもなという話を受けて、ああ、なるほどなと思いました。だから、この電力需要、かれこそ今大変難しいところですが、例えばきょうに限ってお話ししてお聞きしたいのは、例えば熊本みたいに何かの災害があったときに、柏原であれば、柏原の避難所は小学校になっていますけれども、そういうときに、この夏場の大変苦しいとき、暑いとき、そして冬場のとても寒いときに、老人の方々が避難されてきたときに、どういうふうな対策をしていけばいいかということをご存知したいんですけれども。

そこで町長に質問をいたします。今、お話しした災害が発生した場合、あるいは想定される場合に、設置された避難所が停電となったとき、暑い時期、寒い時期などと重なったとき避難されている方々のことを考えれば大変な状況だと思いますが、特に高齢者の方々の体調面を考え、停電時の対策を事前に講じておく必要があると思いますが、町長いかが考えていらっしゃいますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

会 議 の 経 過

近年、日本各地で地震や洪水、土砂災害などの災害が多発しております。公共施設はまちの防災対策拠点、避難所としての機能を有していなければならないということは言うまでもございませんけれども、災害等による大規模停電時の復旧につきましては、電力会社が責任をもって対応はしていくこととなっておりますけれども、ただ災害時の大規模停電が長期化した場合には、確かに議員のおっしゃるとおり、避難所での高齢者の方々の体調に影響が出てくることは十分考えられます。このような事態を想定した対応策といたしましては、各避難所、保健センター、それと総合センター、各小学校体育館への非常用発電機などの導入による非常用電源の設置、あるいは太陽光発電システムに加え、蓄電システムを併設することで、迅速かつ確かな電源の確保が可能となるよう環境整備に努めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

現在避難所において、何か自然エネルギーを活用した機能とか整備されているのか、お伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この災害時の電源ですけれども、津波対策の一時避難所として整備されているのが柏原小学校の屋上や下伊倉地区避難タワーが太陽光LED照明灯蓄電装置から携帯電話やラジオ等など避難者の情報手段機器の充電ができる機能が整備されております。万が一の事態に備えて、避難所における電源確保の方法につきましては、今後も引き続き検討させていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

その辺よろしく願いいたします。

それから2番目、孤独死における老人問題と子供の貧困問題についてお伺いします。

よく今、テレビとか、そしてこの「孤独死大国」という本が、結構ちょっとしたベストセラーになっているみたいで、ちょっと読ませていただいたんですけども、やはり「孤独死」とは何かという定義がかれこれあるんですけども、孤独死は今、例えば聞こえはいいんですけども、遺産整理屋さんという名目で言われておりますけ

れども、もしくはこれは言葉を変えれば、特殊清掃作業ということで、要するに孤独死は何かといったら悲惨な死体を処理するというのが大きなお仕事だそうで、それを聞いてみたら、調べてみたら、鹿児島にそういう仕事をされているところが、鹿児島市のほうに2件、そして鹿屋市も1件、ある清掃屋さんがそういうお仕事を始められたということは需要があるということで、なぜかといったら孤独死をされる方が大変多くて、ちらほら聞くことを東串良でもあったみたいですがけれども、なかなかこの場でも言いにくいことですがけれども、やっぱり強烈なおいをもって、亡くなられたんだということがわかるぐらい、悲惨な今、このごろの事象だと伺っております。

それで、この「孤独死大国」も菅野久美子さんという人が、宮崎出身の方ですがけれども、実際そういう遺産整理屋さん、特殊清掃作業に自分もお願いして、ついていってどういうことをされるかということはこの本に書いていらっしゃるんですがけれども、ちょっと大変なお仕事だということで、それ以上にやはり1人で亡くなられた老人の方々のことを思うと、とてもいてもたってもいられないということを書いていると思います。

それで、2年前でしたか、だから3年前の南日本新聞にもトップに出たんですがけれども、鹿児島県内が3年前の統計だったと思いますけれども、鹿児島県内で孤独死をされて、誰にもみとられずに、後から亡くなってから発見されたという方が500人を超えるという統計が南日本新聞の一面に出ておまして、そのころからちょっと気になっていたんですがけれども、それでこの本、それからこの前テレビでもあったんですがけれども、やはり全国的に一応わかっているだけの統計でも年間3万人を孤独死を散見されるということで、いわば昔よく言われていましたけれども、自殺者が年間3万人を超える日本とか言われていましたけれども、今、それよりもこの孤独死、年間3万人というのが大変重要になりつつあるということで、だから予備軍1,000万人と書いておりますけれども、今現況を見てみれば、東串良でももう本当独居老人の方ですね、高齢の方がひとりで住んでいらっしゃる。そして朝晩すごく生活に不自由をされているところを間近に自分も見えていますけれども、これがこれから大きな社会問題になってきているということをおもってみんな本当に認識していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

そこできょうお伺いしますけれども、実際、老人の孤独死、それから独居老人の問題について、町内でもあるのか、ちょっと自分もお聞きしたとさっき申し上げましたけれども、前、上園議員も前回質問されたんじゃないかなと思いますけれども、再度お聞きしますけれども、そういう独居老人、孤独に生活していらっしゃる方の把握というのは、どのようにされているのか、お伺いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

会 議 の 経 過

孤独死とは主にひとり暮らしの人が誰にもみとられることなく、当人の住居内などで生活中的一般的な疾病などによって、死亡することなどを孤独死と示すようでございます。最近、我がまち町内においては、高齢者の孤独死は確認されておりません。また、その把握については、過去の事例によりますと、近所の方々やもちろん民生委員ですね、民生委員の方々が訪問したときに発見されることが多いようでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今、そういうのはなかなか見受けられないというお言葉でしたけれども、それに近いような形は多分起きていると思います。なかなかこうであったということをお願いにいくことでありますので、実際は、静かに進行しているんじゃないかと思っております。

2番目ですけれども、今、去年の12月から新しく民生委員の体制というのは整ったわけですけれども、その中で果たす民生委員の方々の位置づけはどうなっているのか。独居老人の把握、訪問の回数などは、民生委員の皆さんの判断に任されているのか。そこにマニュアルなどの規定はあるのか。その辺をちょっとお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では、台風などの災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者や障害をお持ちの方々をいち早く安全に避難させるため、災害時における要救護者リストを作成しております。このうち高齢者はお元気な方も含めて、65歳以上のひとり暮らしの方を対象にしており、担当地区の民生委員も把握しています。

また、昨年度から今年度にかけて対象者1,700名余りの状態を確認するため、民生委員に全戸の訪問調査を行っていただきました。民生委員の職務は、民生委員法第14条に住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこととあり、また、全国民生委員児童委員会連合会では、10年ごとに活動強化方策を策定しております。自主性、奉仕性、地域性の三つの活動の原則や社会調査の働き、相談の働き、情報提供の働き、連絡通報の役割等の活動の7つの働きを民生委員の基本姿勢として位置づけています。

また、鹿児島県でもこれらに基づき活動の手引を示しておりまして、民生委員は、これらに基づいて活動しているところでございます。訪問回数などは特に定められていませんけれども、気になる対象者がいる場合は、適切な声かけができるよう、頻繁

会 議 の 経 過

に訪問していただいております。なお、昨年度は、先ほど調査以外で1,500名余りの訪問や相談支援を行っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

それで、今、町長にお伺いしましたけれども、民生委員の皆さんと役場福祉課との連携はどのような仕組みになっているのかお伺いしたいです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃる民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉増進のために生活や社会全般に関する相談、援助活動を行っています。核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、介護の悩みを抱える人や障害のある方、高齢者などは孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そのようなとき、民生委員は地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。高齢が原因でのひとり暮らしの生活を心配されたり、住宅の老朽化で独居生活が困難な方を養護老人ホームへ措置、入院等対応をしたり、社会全般の制度や介護保険サービスなどが受けられるよう支援をしております。また、福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を密にするため、毎月一緒に定例会を開催しております。高齢者福祉を初めとするさまざまな制度について学ぶとともに、事前研修などを行っております。先ほども民生委員の訪問のときもそうですけれども、高齢者訪問給食も見守りの一端を担っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

また、それで今大体お答えいただいたと思うんですけども、自分がもう少し町の皆さん、執行部の方がこれからどのような取り組みをされていくかということをお聞きしようと思ったんですけども、大体今、お答えいただいた分で納得いけるかなという気がします。

今、国も慌てていろんなそういう施策を行おうとしていますけれども、この本にも

書いてあるんですけども、またこの議題をまた2回目取り上げますけれども、ことし5月、よくテレビで元鳥取県知事の片山善博さんが言われたのは、脳裏に張りついて離れないんですけども、いろんな国が施策を打っても、片山さんが全国を回られて出た結論としては、老人対策について打つ手はございませんと、ぼっさり切り捨てられたんですけども、それを鑑みても、この本にも書いてありますけれども、こういうふうに書いているんですね。この菅野久美子さんは途中でまとめられたんですけど、この地方創生の流れを汲んで、地域コミュニティを再度つくっていくことが大切です。それには行政だけでは限界がある。民生委員さんも大変だと思いますけれども、やはり地域住民にいかにかかわってもらうかが鍵になってきます。あとは、宅配業者やコミュニティといった民間事業者に見守りを手伝ってもらおうということしかやりようがないですねと、一つの文節のこれがあるって、ここにちょっと折り目を入れていたんですけども、やはり本当に皆さんよく、行政の方々は一生涯懸命取り組んでいらっしゃるんですけどもやはりこれが解決しているわけじゃないという現実がありまして、だから地域コミュニティをどうつくっていくかということが、この本の後半に書いてあるんですけども、これなかなか本当に自分なんかよく考えても答えが出ないというか、片山さんが言われたとおりのかなという気はするんですけども、一つやはり注目するのが、熊之馬場にいらっしゃる関さんですけれども、関さんがお聞きして、何回がお話を聞きに行ったんですけども、やはり地域の御老人、そして独居の老人の方々、ほぼ40名いらっしゃるって、関さんは、その方々を逐次訪問したりして、そしてましてや台風が来たりとか、いろんなことがあったときは、必ず見廻りをしてくださっているみたいですね。そこまでやっているのはすごいなと思ったのは、場合によっては、独居老人の方が買い物に行けないというふうになったら自分で、自費でもってボランティアになるんですけども、買い物に行って品物を買ってきてあげたり、例えば役場に行かなければいけないときは、そういう手続をお手伝いしてあげたりとか、いろんなことをされていますけれども、これがその本の結論、地域コミュニティをどうつくっていくかということになってくるんですけども、そういうこれから地域コミュニティをつくる手だてというのを片山さんいわく、打つ手がないということで、これで片づけるわけにはいきませんので、やはり東串良から何かそういう地域コミュニティを何かつくる方策は、ここにもいろいろあります。同好会をつくったりとか、いろいろなすべは書いてあるんですけども、東串良には東串良なりのやり方というのをこれから考えていかなきゃいけないんじゃないのだろうかと思っております。

次が、子供の貧困についてです。

子供の貧困もたまたま、いつもテレビを見たりと言いますけれども、この前テレビの特集をされていて、そして今やっぱり貧困家庭があるということで給食費のある程度の減免措置もあったということで、東串良、それなりによくやったださっているのかなと思うんですけども、それでここに書いてありましたように、児童相談所とか、生活サポート支援センターに行くと、ちょっと自分もお伺いしたところ、東串良はどうなのかということでいろいろお聞きしましたがけれども、そこで言われたのは、東串良より他町村がそういう所見が見られるということで、例えば志布志に1件、鹿

会 議 の 経 過

屋が2件、御飯を食べられない子供のために、子供食堂というのが、大隅半島に合計3カ所開設されたということで、びっくりしたんですけれども、東串良の子供の貧困の問題についてお伺いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

生活困窮者自立支援制度の創設によりまして、平成28年度大隅くらし・しごとサポートセンター（通称：くらサポ）が設置されまして、福祉事務所を持たない東串良町ほか4町では、制度に基づく各種の事業を暮らしサポートセンターを通じて展開しております。昨年度の相談件数は、鹿屋市などからの相談を含めて、110件ございました。うち11件が東串良町にお住まいの方からの相談で、自立相談支援や就労支援相談がほとんどでした。子供に対する子供の貧困に関する相談の受け付けはなかったということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

現在のところ、そういうのは見られないということですが、これから先、何か、もしそういう子供の貧困問題とか、そういうことが出てこないとも限りませんが、これに関しての何かこれからの展望とか、施策があれば教えていただければよろしいですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

もしそういう相談が来ましたときは、担当課と、それと地域サポートセンターに連絡申し上げまして、対応したいと考えております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

以上をもちまして、質問を終わります。

議 長（田之畑）

教育長の答弁は要りませんか。

2 番（瀬戸山）

済みません、教育長、よろしくをお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

私のほうからですが、多分生活サポートセンターとのかかわりというようなことをお聞きしたいんじゃないかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

お答えいたします。

本町の生活サポートセンターとのかかわりや取り組みについて説明いたします。

まず、塾に通えない子供たちのために3年前に、ひっくら塾を開設しております。毎月第1・4土曜日に小学校5年生から中学生までを対象に算数、数学と英語を中心に学習会をしています。1年目は、講師も全くのボランティアでしたが、2年目から教育委員会管理課が主催する形で昨年は3名、ことしは4名の講師の方をお願いして取り組んでいます。指導主事が学年ごとの教材を準備し、自主的に運営してくださる小学校の先生を含めまして、講師の先生方が子供たちの質問に答えながら、自学自習の形で進めています。

さらに昨年度から生活サポートセンターには、不登校や就労支援等のサポートをしていただいたこともありまして、ひっくら塾にもかかわっていただくようになりました。現在は、講師1人分の講師料と子供たちの保険料も負担していただいているところです。なお、英語検定や数学検定につきましては、受験希望者全員に対して、町から検定料も全額補助していただいています。

また、補足しておきますが、生活サポートセンター、児童相談所、保健所の家庭相談所へは、指導主事が月に1回訪問して、支援が必要な子供や家庭の情報収集などを行っているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

恥ずかしくもひっくら塾というのがあるということ存じ上げておりませんで、ちょっと大変恐縮しましたけれども、今お聞きして、これからまたそういう事業を活発にさせていただけることを喜ばしく思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

次に、4番 西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

小・中学校の教室へのエアコン設置についてでございますが、子供に教育を受けさせる環境づくりを尋ねたいと思います。

この件につきましては、先般も同僚議員が質問した件でございます。

まず、教育長に質問いたします。

ことしの夏も非常に例年になく厳しい暑さでございました。この厳しい暑さの中で、自分たちは、庁舎の中で、クーラーの中で過ごしておりました。子供には扇風機で我慢しろというのは、非常に心ない気がいたしております。子供は自分で環境を変えることはできません。勉強ができる環境ですが、どうですか、教育長。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

議員の御心配、御指摘のとおり、子供たちの健康面は、本当に気になるところであり、学習への集中力も精神論だけでは解決できるとは考えておりません。前にもお答えいたしました。6月までに各クラス6台の扇風機を設置していただきました。これでかなり効果があったということまでは聞いておりませんが、当分はこれで我慢してもらえないと今のところは考えております。といいますのは、前回試算をいたしました。クーラー設置に約1億円かかり、維持費が電気代だけでも年間約700万円かかると思われます。財源的に許されるのであれば、すぐにでもお願いしたいところですが、財源が厳しいことは承知しているところですので、計画的な予算確保をお願いしていきたいと考えています。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今、教育長の答弁があったんですけれども、教育長、扇風機だけではこの部屋の暑い熱風をかき回すだけだと思うんですよね。いつも財源が厳しい厳しいということでございますが、いろんな補助事業を見つけたり、あるいは財源確保は誰がするんですかね、我々議員がするんですか。あなた方の仕事じゃないですか。仕事をしっかりし

会 議 の 経 過

てくだされば財源はあります。もう少し積極的に仕事をする体制をつくっていただきたいと思います。町長、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員お尋ねのことですけれども、近年異常気象によりまして、7月から9月の夏場の期間、全国的にも熱中症による被害がたびたび発生している中、本町の小・中学校においても日中の教室の環境を考えたときは、子供たちの健康被害がどうなのか、一番危惧しているところでございます。子供たちの熱中症対策については、学校の先生方も細心の注意を払っていただいているところでございますが、現在、町といたしましては、熱中症対策の一助といたしまして、今、教育長が答えましたけれども、扇風機を4台ほど増設しまして、昨年度ですね、環境改善の対策をとらせていただいている状況でございます。一番望ましいのはエアコンの設置という認識でございますけれども、いかんせん本体工事費及び維持補修費が高額で、一財を担うにはなかなか厳しい状況でございますけれども、空調設備の国の補助事業等について、今模索しております。ハード事業も高く、緊急性の高い事業から優先されるということでなかなか申請しても採択までというのはなかなかいただける保障はございませんけれども、短期的早急なエアコン設置については、現時点についてはちょっと厳しいと言わざるを得ない状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、この財源確保ですけれども、いつも厳しい、厳しいということですが、補助事業を見つれたり、それは実際にしたんですか、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この補助事業、国の補助事業制度がございまして、空調設備に3分の1の補助率がございます。それを今、申請しておりますけれども、太陽光発電設置とか、これは2分の1ですけれども、いろいろと補助事業がございまして、しかしながら、将来の東串

会 議 の 経 過

良、及び日本を担う子供たちが健康で明るく、楽しい学校生活ができるように、学校施設整備に努めることは、今、議員のおっしゃるとおり行政の責務でございます。近隣市町の動向を踏まえながら将来的にはエアコン設置ができますように、関係担当課と連携を図って取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞ御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

この問題は早急に取り組んでいただきたいと考えております。

教員住宅をつくる計画もございますが、また畜産センターのところも舗装する計画もございます。これも4, 800万円かかるということですがけれども、それよりも子供に教育を受けさせる環境づくりのほうが先ではないかと思うんですね。財源確保は担当部署に任せて、教育に関することを一生懸命教育長にはしていただきたいと。教育長、この教員住宅をつくること、あるいは畜産センターのところを舗装する、この計画もありますけれども、子供に教育を受けさせる環境づくりとどちらが先だと考えておりますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

どちらがということではなくて、子供たちのこれは本当に大事なことだというのは前から申し上げているとおりでございます。ただ、職員住宅の件が出てきましたけれども、これも本当にひどい状況があったりして、私もここに来る前に前の教育長から言われましたけれども、とてもじゃないけど住める状態じゃないと。シロアリが相当ひどい状態ですよというようなことを聞いておりました。あるいはまた、教頭が入っている住宅であっても、いまだにくみとりの状態もあったりしたんですね。だから、いろんなことを含めまして、町のほうでああいう住宅なんかも今準備をしていただいて、非常にありがたいなと思っているところです。そういうもろもろを考えていただいていると思いますので、クーラーの件は引き続き、私のほうはお願いをしたいと思いますと思っています。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

会 議 の 経 過

今、教員住宅もシロアリ等で非常に傷んで、住める状況ではないという回答でありましたけれども、今回、町が引き取った雪山地区のあの住宅も利用すれば十分利用できると思うんですけれども、そういう考えはございませんか。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

その辺は、私の一存で答えることではありませんので、また関係の方とも話を進めていきたいと思えます。

議 長（田之畑）
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）
では、町長、同じ質問を、どうですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

にぎやかタウンの家は、まだ早急にそういう状況がとれる状況ではございません、まだ入っていらっしゃるようですので。そういう形で。今、2戸、中学校と池小の校長の住宅の2件をつくっておりますけれども、これはことし中にはできますので、そういうことで、そこまでのことはちょっと考えておりません。

議 長（田之畑）
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

雪山のにぎやかタウンの問題も、前から買い取ってほしいという要望もあったんですから、そのあたりに踏まえて、やはり検討すべきじゃなかったのかなと考えております。

また、教育長に質問ですけれども、先般の全国の実力検定があったわけですが、小学6年生と中学3年生の生徒を対象に実施されたわけですが、残念ながら鹿児島県は最下位だったと思っております。我がまちはどうだったのでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

一応結果はつい最近出ているんですが、そんなに多く変わったというわけではないんですけども、教科によって多少違いました。数学、算数などは結構上がってきておりました。また細かいのは、ちょっとここにありませんので、これは通告外といいますか、ちょっときょうのこれとは離れているかなと思っておりますので、また細かいところは控えさせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

また機会があったら報告を願いたいと思います。

それから、町長、やがては東串良を、あるいは日本を背負っていく子供たちです。エアコンをつければ、先ほどもありましたように、1億円かかると。また、年間の電気代が720万円かかると。これも先般教育長のほうから答弁があったことですよね。それぐらいは、子供の将来のためと思えば安いものだと思っております。補助事業を見つければ、まだまだ削減できると思うんですけども、ぜひとも取りかかっていたきたいし、またこの件についても補正を組んだらどうかと思うんですけども、教育長、そういう気はございませんか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほど申し上げましたように、私としてはお願いをしていくしかないと思っております。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

担当部署はどこかわかりませんが、町長、どうですか、補正を組む気はございませんか。

議 長（田之畑）

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

お答えします。

その件についても十分検討させていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、検討という言葉は当てにならんことですよ。いつも検討、検討で後がとりたてて何もないんですよね。ぜひとも早急に対策を打ってもらって、早急に議会のほうにも回答願いたいと思います。

それからいろいろありますけれども、もう少し町長を含め、担当部署はもう少し自分のことだと思って、この問題は真剣に取り組んでいただきたいと思います。再三同僚議員も質問しましたが、非常に回答を聞けば残念なことだと思っています。この回答を聞いて、小学校、中学校の父兄の方もそのとおりだと、町長、執行部が言うことは当たり前だと思っている人は多分1人もいないと思うんですよね。ぜひとも真剣に取り組んでいただきまして、やがて東串良、あるいは日本を背負っていただく子供さんのために頑張っていただきたいと思います。

質問を終わります。

議 長（田之畑）

次の宮地議員の質問は午後からということで予定しておりましたが、議事が早く進んでおりますので、本人の了解をいただきまして、質問を続けることにいたしたいと思いますが、ここでしばらく休憩をいたします。

休 憩 午前10時58分

— ◆ —

再 開 午前11時06分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 宮地利雄君の発言を許します。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

共産党の宮地です。通告に基づき、以下の質問をいたしたいと思います。

まず、定住促進住宅建設の優遇措置についてということで、地元の建設業者に請負させることによる優遇措置はどのようなものかというふうに通告では書きましたけれども、

会 議 の 経 過

企画課で配付された資料が見つかりました。私は、これだけを頭に入れていたんですけども、これ以外に東串良町移住促進事業補助金ということで、定住促進の用地以外でも町内に町外から入ってきて、本町への移住促進を促すための住宅の建設や購入への補助制度というのが具体的に書いてありました。町内の設計業者を活用すれば、10万円、そして町内の建設業者を採用すれば50万円という、この水準はいいと思いますが、さらに家族構成によって加算もあると。制度そのものは、これで理解できましたので、関連して、それらの実績がどのように上がっているのかということについて質問をしたいと思います。

この黄色い紙の説明によれば、ことしの1月以降に適用されるということですが、実績は幾らか上がってるんでしょうかね。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

今現在、現時点におきましては申請の実績はございません。ただし、1名の方には申請書類一式を交付している状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

最近は、この少子高齢化の防止のために似たような制度がいろいろな市町村で始まっております。東串良を参考にしたようなものもあるようですが。同じくこの定住促進の助成金、補助金については空き家対策にもありますし、それから新婚の生活支援ということで補助金などもあるようですが、これらの実績は実際はどうなっているのか、よろしくをお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃる空き家対策等、新婚生活支援等の実績が上がっているかという質問ですけども、現在のところ1件もまだ実績がございません。空き家に関する問い合わせはありますが、契約まで至らないために補助金の申請がないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

後ほど国保についての質問もしますが、国保税の、今回、県が示したので、本町は全県で2位だったんですけど、1位が三島村というところが国保税が非常に高くなるという県の試算が出ておりました。そこで三島村のホームページを見てみましたが、これは余談というわけでもありませんけれども、三島村の定住促進では、夫婦で三島村に入植というか居住した場合には月10万円を3年間保証するとか、補助金出すとか、それに牛1頭を加えるとか、なかなか、最近は各市町村でいろいろな形で取り組んでいるんですけども、今後、本町の人口をふやしていく、少子高齢化を防止していくための何か議論されている方策について方向性が出てるとか見えてるとかいうようなことがあるなら示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、現在、移住を考えると、新しい、今、第5次、46戸数ありまして、なかなかまだ埋まってないのが現状です。そしてそういう中でこの建築業者さんに対しても移住促進事業補助金の内容を十分に理解していただくために、本町の建築業者さんを対象に補助金に関する説明会を10月上旬に開催する、一応予定でございます。以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

以前はこのチラシを、本町を除く大隅半島全部の新聞に折り込んだりして、それもちょっと勇み足もあったんですけども、あのときはですね。そういう形でもお知らせしているわけですが、町のホームページを見ても、もうちょっと何か特徴的なものを見つける、発信する必要があるんじゃないかなというふうに考えてます。もっと大いに工夫して広げていただきたいと思います。それから地元商工業者を活用すればということで、理解を深めるための会議も招集したいということですので、ぜひそれをやっていただきたいんですが、同時にこの建設業者が利用する下請ですね。私も専門家じゃありませんけども、電気や水道、サッシ工事等々についても、やはり町内に該当する業者が、業者というか、そういう地元にあるさまざまな下請ができる業者がいる場合はぜひ下請も町内業者を優先してくださいよというのをそういう会議で徹底し

会 議 の 経 過

ていただきたいというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

業者さんが受注されまして、その下請については当然受注業者が対応すべきことであると思いますが、地元商工、会社の育成という観点からすれば、議員おっしゃることは十分に理解できます。地元商工業者を活用していただきたいという思いは私も同じでございますので。しかしながらこの部分につきましては受注業者での対応となる部分がございますので、ぜひ御理解をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

せっかく地元業者を使えば50万円出るわけですから、効果が町内全体に行き渡るようにぜひ強く要請をしていただきたいと思います。

それからこの問題の3番目に、定住促進住宅向けの自治公民館が必要だというふうに思うんですね。この定住促進住宅は現在100戸ぐらい入ってるのかな。そして人数は三百七、八十名ではないかと。それらが暮らしておる一大団地というふうになっております。これまでは定住促進の一定の効果があつたんだというふうに思います。しかしより一層定住化を促進するためには、これまでと同じ方式だけではどうだろうか、今後ですね。今の定住促進の決まりぐあいを見てみても、もっと取り組みをいろいろとやる必要があるんじゃないかというふうに思っております。そこで地方議会人という冊子を、全国町村議長会がつくっているやつですが、これの7月号に「若者の定住・交流対策の推進」という特集が組まれておまして、その一番最初の巻頭言で早稲田大学の名誉教授が、「<いい形>の移住と求められる地域の姿勢」という論文を書いておりますが、その中で、いなかの自治体は単純な経済的数値で都市に対抗することはもとよりできない。予算規模も人口も全然違うわけですから、都市と対抗すると、まともに対抗することはできない。人が支え合うという社会的価値をしっかりと育てることによってこそ地域の価値を高めることができるという論旨で展開をしておりますが、行政を含めた地域社会が移住者との交流の中で他人を支えることの価値を学び合い、そこから支え合うための新しい仕組みを生み出していくことがいい形の移住をふやす基本的な道筋と考えるというふうに言っております。また、法律上も、私も知りませんでしたけど、社会教育法という法律があるんですね。社会教育法の第3条では、国及び地方公共団体はこの法律及び他の法令の定めるところにより社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営集会の開催、資料の作成、その他の方法によるあらゆる機会・場所を利用して、実際

会 議 の 経 過

生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないというふうに定めていまして、いわゆるコミュニティですね。これを非常によく住民同士が結びつくような状況をつくる必要があるというふうに言っているわけです。御承知のように都会では隣は何をする人ぞというような、隣のアパートに誰かおるけど何しちよっとかわからんというような話を都会の話としては聞きますよね。私はそういうことでは本当にこの町が発展していくということにはならないと思うんですね。本当に行政を含めた住民の交流の場、支え合う場としてのコミュニティセンターが必要なんじゃないかと。ですから定住促進用の用地内に公園はあるけれども、確かそういう施設というのはつくられてないというふうに思うんですね。このいわゆる1万平米以上の開拓をするときには、宅地の造成をするときには、公園は必須な施設としてつくらないといけないと思うんですが、公民館までは入っていないと思うんですけれども、これを公民館などを設置する考えはないのか。いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町が用意いたしました定住促進用地内には公園はあるが公民館はないという、建設する意向はないかということでございますが、定住促進住宅用の貸付事業は、本町の人口増加及び地域の活性化を推進するために定住促進住宅用地を貸し付ける事業といたしまして平成15年度からスタートしました。全ての定住促進住宅の住民を対象とした自治公民館のようなものは必要ではないかというお尋ねでございますけれども、当初からこれらの施設整備の計画はございませんでしたし、現在におきましても整備の予定はないところでございますが、あずまやそれぞれありますので、あずまやもし使えるものでありましたらあずまやでも御利用いただきたいと思っております。しかし一部ではありますけれども集会施設が欲しいという声があることも多々聞いておりますけれども、そんなにみんなが住民がこぞってつくってくれ、つくってくれという声は今のところ上がっておりません。施設整備の対象となる助成事業がないか確認してみたいと、これまた検討して考えてみたいと考えております。昔は年金の集めるために婦人会が寄る施設、公民館などがございました。そしてそれぞれが4分の1の制度を使いまして設置されたのが今までの事例でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

集会施設が欲しいという声はあるというふうに町長も聞いておられるわけですから、

会 議 の 経 過

あそこはそれぞれの団地ごとに振興会ができていますか。ですから振興会を通じてアンケートをとったり。私は今後の、あそこに定住しておられる人たちが、なぜあなたはここを選びましたかとか、その辺の動機を詳しく調べたり、もっとこの事業を促進するためには何が必要だと思いますかとか、そういうのを詳しく振興会を通じたアンケートなどもやって、これからの定住促進をさらに進めるための具体的な方策などを探る、そういう努力を行政が、やってるのかもしれないけれども、もっとやる必要があるんじゃないかというふうに考えますので、ぜひそういうことも含めて今後取り組んでいただきたいというのを要請して次に移ります。

次に古墳めぐり事業というふうになりました。総務民生の常任委員会で課長による、あるいは町長からも直接報告がありまして、肝付、東串良、大崎の3カ町の古墳めぐり事業はどれも具体化しつつあるような報告があったんですけども、この事業の内容について、事業の概要、予算規模や3カ町がどうかかわっていくのか、その辺のことについてぜひもう少し詳しく報告をお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

県の事業かということで、3カ町のかかわり方、予算規模、事業の概要などを聞きたいということですが、大隅4市5町の広域の民間業者、行政で構成していますけれども、おおすみ観光未来会議の事業でございます。古墳めぐり事業につきましては、東串良町、肝付町、大崎町の3町に鹿屋市も含めまして1市3町で連携しております。名物ガイドと行く古墳めぐりツアーを実施しております。太古のロマンに思いをはせる4カ所の古墳めぐりでありまして、古代にタイムスリップしたような気分を味わってもらえるように、古墳や古墳にまつわる伝説などを案内しております。ツアー料金といたしまして1人当たり5,500円でありました。当初の2回は移動手段が自家用車ということもあり2,000円の負担、参加費でございました。古墳ぐりの具体的な、3町の古墳をどのようにめぐるか、これいいですか。以上でございます。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ちょっと町長が触れられましたけれども、具体的には3町の古墳をどのようにめぐるとか、車両はどうなるのか、案内人はどうなるのか、説明要員がつくのかですね。既に何か名物ガイドと行くというような形で説明もありましたが、その辺をもう少し詳しくお願いできますか。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

肝付町国指定史跡塚崎古墳から東串良町唐仁古墳群を行き、そして大崎町の横瀬古墳群にまいります。そして鹿屋市の大隅地域にある古墳時代の貴重な遺物、象嵌装大刀に触れるというツアーでございます。9月2日のツアーから移動手段といたしましては昨年度のアンケートをもとにバスを借り上げて対応いたしました。各地域の名物ガイドがバスに同乗し御案内、説明をする体制をとっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それは9月2日に実際には実施したと、バス借り上げて。これは定期的にこういうのを運行する予定があるんでしょうかね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

現在まで3回、このツアーにつきましては行っております。全て3回ともことし実施をしておりますが、2月14日と2月11日、そして先ほど町長が申し上げました9月2日に開催をしております。定期的にとということではございませんが、また広域でいろいろと検討しまして、また時期を見て次回も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

同じ委員会で課長は何か、今回は採択にならんやったけれども、何か次回は採択になるかもしれないというような話をした事業というのはどのような事業だったんでしょうかね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

同じく古墳めぐりに関するものではありませんが、今の古墳めぐり事業とはちょっと切り離して考えていただきまして、県の魅力ある観光地づくり事業ということで、この事業につきましましては施設を整備する事業でございます。当然に肝付町とか本町も要望、大崎町とか本町も要望しております。肝付町もいろいろ検討しておりますが、古墳めぐり事業はソフト的な事業ということで、このさっきの常任委員会で御説明申し上げたのは魅力ある観光地づくり事業を要望しましたが、それが不採択であったということでございまして、この事業につきましましては施設を整備するというので、唐仁古墳は本町の数少ない見どころの一つであるんですけども、来訪者の受け入れ体制ですね。そういったのは十分に整っておりませんので、その施設を整備するという事業でございます。これにつきましては採択にはなっておりませんが、先ほどの古墳めぐりツアーとかそういった取り組みも行っているわけでございますので、また次年度、3カ町でその事業の申請も目指しつつ、このようなめぐり事業もいろいろと評価されていくんじゃないかというふうに思っております。そういったことでの今年度不採択になったという御説明を申し上げたところでございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

そうしたら例えば駐車場とか施設の説明の看板とか、そういうのをいわゆる県のほうで金を出して施設を整備するというふうな事業として理解していいんでしょうかね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられているとおりでございます。土地につきましましては町のほうで準備をすることになっております。ただし、その施設につきましましては県が予算計上して県の事業として執行するということになっておりまして、それはもう県の財産ということになります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

本町には余り県の施設というのはいないですね。そういう意味からいうとぜひ、どれだけの金額を県が出すということになるのかわかりませんが、ぜひこの事業は実施できるように取り組んでいただくよう要請いたしておきます。

それでは最後ですが、国保の問題について入ります。

新制度移行による国保の運営についてということですが、この国保というのは本当に構造的矛盾を解決するんだということで県営でやりますよと、都道府県でやりますよといっても、果たしてその国保の抱えているいろいろな問題点を都道府県で単一化したことによって解決するのかというと、私はなかなかそうはいかないんじゃないかというふうに思います。今回の国保が都道府県の運営に一括されるということで、一元化されるということで、どこでも税率が上がるんじゃないかという心配が広がっているわけです。しかし県は来年の1月にならないと税率は公表しませんよと、示されないと言っているのです。私が本町の税率についてということで質問しても実際はわからんということになるわけですが、関連して幾つか聞いておきたいと思います。

まずいろいろ聞いてみますと、都道府県の税率を県下で都道府県全部で統一すると、税率を統一するというところと、いやそこまではしないというところとどうも両方あるような気がするんですが、鹿児島県の場合は鹿児島県下の税率を統一する方向で、今、鹿児島県は動いているのかどうか、その点をまず最初にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

県の国民健康保険運営方針素案によりますと、保険料、税ですね。水準の統一は当面行わないとしています。県内市町村の医療費水準に地域格差があり、平成30年度から保険料水準を統一すると一部の市町村において被保険者の保険料負担の急変を招くおそれがあるからだと言われています。なお、将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、保険料水準の統一について平成30年度以降においても引き続き市町村と協議していくということになっております。

議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

将来は協議してわからんと、どうもあれですね。

それからもう一つ、聞くところによると現在の国保税は所得割、それから資産割、平

等割とか均等割とか4つの課税方式でなされているんだけど、それから資産割はもう外して三つの課税方式にするという話があるんですけども、その辺については県のほうはどういう方針を打ち出していますかね。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の、今、議員のおっしゃるとおり、本町の算定方式は現在4方式です。平等割、均等割、所得割、資産割ですが、運営方針素案によりますと鹿児島県は平成30年度以降保険料の算定方式は3方式、平等割、均等割、所得割への移行を開始し、平成35年度を目標として全市町村が3方式に統一するとしています。またその際必要に応じて保険料に占める資産割の割合を段階的に縮小していくなど経過措置を設けるとしています。以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

そうしますと、平成35年度を目標として3方式で資産割は外すということになりますと、農村地帯では田畑をみんな持つてるし、それからいなかでは自宅も持つてるし、それから当然これは償却資産も含むことになりますよね。トラクターのでかいのもあったりする。そういうのに見合った形の国保税はもうだんだん5年間で削って最終的にはなくしていくということになると、当然必要なその国保税を確保するという意味からいくと所得割が上がり、平等割、資産割が上がると。残りの三つを上げないことには資産割分の国保税というのは消えちゃうわけですから、そうなるも果たしてこういういなかの場合にそれでやっていっていいのかなという点が、私まだよく検討しておりませんが、そういう方向が示されて、果たしてそれでやっていけるのかどうかですね。非常に不安が残るところではあります。

それでは次に、本町の税率に関係する問題については以上で終わって、南日本新聞の一面に出ました、この9月5日付です。国保料19市町村増、平均額は500円の減ということで東串良町も出ているわけですが、この表は、見てみますと東串良町は三島村に次いで2番目に高いですね。国保税の必要額と保険税の必要額ということになってますけれども、12万5,000円、1人当たりですね、693円ということで、どういうわけか人口が確か二、三百人しかいないと思う三島村がそれより高く15万6,510円というふうになっておりますが、三島村を除けば県内で最も高いですね、国保の必要額と。国保の必要額というのはこれだけ国保税が必要ですよということで、結局国保税が高いと、高く試算がしてあると。これには一般会計などからの繰り入れは

加味していないと、繰り入れをした数字ではないということになるわけですが、これについては多分担当課を集めて県でも説明があったんじゃないかと思うんですが、どういう数値によって試算されたものか。例えば所得が大きいとこの額は上がるのか、あるいは下がるのか。それから国保税の収納率が高いと数値は上がるのか、下がるのか。それから医療費の総額が高いと上がるのか、下がるのか。そういう、どういう関係によってこういう数値がはじき出されているのか、その辺がわかっているのであればぜひ示していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

質問の、さっきの9月5日新聞紙上で公表されました数字ですが、平成29年7月時点の国の検討状況等を踏まえまして、一定の前提のもとで制度移行に伴う保険税必要額の変化を試算したものでございます。平成30年度の実際の保険税負担を示したものではありません。国保事業費納付金等の算定ルールや激変緩和措置について検討を行う目的で試算されたものでございます。なお、この試算は平成30年以降予定している公費拡充の全ての額を反映しているわけではなく、また、低所得者に対する国保税の軽減措置や市町村独自の負担軽減などを反映しておらず、移管に伴う保険料の大幅な上昇を抑えるための激変緩和措置についても加味されていないものでございます。また、標準的な保険料収納率は市町村ごとに過去3年間、平成25年から27年の平均値を使用し、標準的な算定方式は3方式を使って割り出されたものでございます。

お尋ねの、所得水準が保険料に与える影響ですが、所得水準が高い市町村ほど納付金のうち応能割合、保険料分の割合が大きくなりますと思われまます。また、収納率が上がれば1人当たりの保険料率は下がると考えられます。

ところで来年度の税率を決定していく今後のスケジュールですが、ことし10月中旬ごろ国から仮係数が提示されて、県が納付金等を算定し、市町村に提示することとなっております。また、確定係数はことし12月下旬ごろ提示されまして、県は納付金や標準保険料率を調整した上で、市町村へ平成30年1月に提示することとなっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

確かに東串良町の所得ですが、これはどこでつくった資料ですかね。厚生労働省でしょうか。によると東串良は平成27年度で4位ですね。だから所得が鹿児島県内

でこんなに高い。本当に高いのかなというふうに思いますけれども。それによって国保税の額も、今、説明もありましたが上がらざるを得ないと。しかし一つはその3方式を本町が受け入れるかどうかという問題も大きな問題になるんじゃないかな。よく検討する必要があると思いますね。最終的にはもちろんこの議会で税率も決めるわけでしょうから、だから今後、この問題は果たしてどうなるのか。2,000名以上ですかね。うちの被保険者が支払う税金で、今、国保が一番問題になっておりますので、大いに議論もしないといけないと思いますが、法定外の一般会計からの繰り入れについてですが、県は最初は認めないような、方向として認めないということだと思っておりますが、当面は認めるという方向だということ聞いておりますが、その点はいかがですかね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国は当初、一般会計からの法定外繰入は認めていませんでしたが、財政収支改善に係る基本的考え方ということでこれが緩和されまして、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰り上げ充当については計画的・段階的に解消を図っていくこととし、鹿児島県も鹿児島県国民健康保険運営方針の中で同様な考え方を示す予定でございます。つまり新制度移行後の一般会計からの法定外繰入は法的には禁止されていけませんので繰入可能だと思われませんが、先ほど申し上げましたように計画的・段階的に解消を図っていくことが求められております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

段階的に解消を図っていくということですが、よっぽどこの医療費を下げる一定の数字が出てこない一般会計からの繰り入れをやらないというわけにはいかないような気がします。

それから先ほど単年度収支の問題も出ましたが、赤字会計となった場合には何か借り入れをするような、しなければならないような、そういう話が伝わってきているんですけども、借りたら返さないかんし、利息がつくのかどうかも含めて、どこから借り入れをするのか、その辺についてわかっていれば報告を願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国保事業の財政安定化のため給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、県の財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対して貸付を行うこととなっています。しかし交付については多数の被保険者の生活に影響を与えるような台風や洪水などの災害が発生した場合などの特別な事情に限ることとされてました。つまり通常の赤字会計の場合は基金からの借入れはできないようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それではこの点についての私の最後の質問をいたしておきます。

30年度、つまり来年度について申し上げますが、町長の判断を聞きたいと思います。

一般会計からの繰り入れもできると、当面はできるということでしたので、町民の被保険者の負担がふえるような場合はこれまでも一般会計からの繰り入れをやってきましたよね。したがってどのような計算方式が定着することになるか定かではありませんけれども、町民の被保険者の負担がふえるような場合は一般会計からの繰り入れをふやしてでもそういう負担について抑えるという決意を聞きたいと思うんですね。といいますのは、皆さん方役場職員は共済組合ですよ。それから労働者は別にちゃんとした社会保険がありますし、いずれも半額は雇用主とかあるいは会社とかあるいは自治体であれば市町村ですが、そこが医療費の掛金の半分は見てるんですよ。だから国保世帯だけを町の財源で見るとはいかんじゃないかという声も以前はありましたが、最近は余りなくなってきましたけれども、町長いかがですか。町長の判断を聞きたいと思うんですが。もし30年度の国保税で国保の運営で被保険者の負担がふえるようだという場合は一般会計からの繰り入れをふやしてでもそれは抑えるという決意を聞きたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、国保の財源は本来公費が50%、保険料50%を原則としております。国では低所得者対策強化のため平成27年度から1,700億円投入いたしました。平成30年度からは国保改革に伴う財政基盤強化の目的でさらに1,700億円の拡充を行うこととしております。また激変緩和策もとられることになっております。しかし本町は県内でも所得水準の高い町であることから、保険料、県への納付金が

会 議 の 経 過

上昇する可能性があります。その際には国民健康保険特別会計基金積立金を取り崩すとともに、可能な範囲での一般会計からの法定外繰入も当面の間、投入することもやむを得ないと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 53 分
— ◆ —
再 開 午後 1 時 00 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 牧原完治君の発言を許します。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

それでは通告を3点ほどしておりましたが、まず水稻航空防除の件について質問したいと思います。

本町の農業の基幹作物であります水稻の航空防除についてなんですが、本年産については天候に恵まれ収量についてはよかったわけなんですが、しかしながらカメムシの多発で被害米が多かったということです。JAの取り扱いで見ますと30キロで2万5,538袋、集荷をされております。そのうち一等がわずか177俵、0.7%ですね。二等が7,294袋、28.6%。三等米が1万2,072袋、それから等外が、三等米に入らなかったのが5,995俵ということで23.5%の実績です。一般に商品となるのは一等米と二等米でございます。一等米と二等米合わせても3割に満たなかったという状況でございます。原因を聞いてみますと、このカメムシによる被害米ということで、カメムシというのは米をかんでちょこっと黒くなるわけですが、白米にしますと商品化にならないというようなことで、非常に農家の所得の減少になったわけなんですが、来年もことしのような方向で航空防除をされるのかということをお願いしたいと思います。またあわせてウンカが昨年から発生しているようでございます。特にことしはウンカの

会 議 の 経 過

被害が多いようです。ウンカというのは根からやられますので収穫そのものがないわけですね。そのようなことで、このカメムシ・ウンカ対策をどのように考えていらっしゃるのか質問を申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず本町の水稻航空防除につきましては、東串良町水稻航空防除連絡協議会で実施しております。事務局をJAの東串良支所内に置いておりますが、JAそれと役場、共済組合、大隅地域振興局、農業委員会、町内の農家の代表、そして教育委員会、町議会からの13名で構成しております。ことしの米の品質につきましては議員のおっしゃられたとおり、カメムシの被害による品質低下が非常に多く出ております。また、近隣の他市町でも同様の被害の状況が発生しております。東串良町水稻航空防除連絡協議会では、本年7月3日の水稻航空防除実施に伴い、散布前の7月2日にカメムシ調査を実施した結果、10地点での合計で641匹のカメムシを確認し、散布後7月6日に再実施したカメムシ調査では同じ10地点の合計で4匹のカメムシが確認されました。約99%の殺虫率であったと聞いております。過去5年間の殺虫率でも平均約99%ですので、ことしも例年にたがわず防除効果は出ていたわけですが、その中で被害が出た原因につきましては、散布後に飛来したカメムシが原因という、防除直後に卵からふ化したカメムシが原因ではないかなど、多々考えられますけれども、原因特定に至ってはおりません。また、昨今は田植えの時期や収穫期間に開きが出ておりますので、協議会としては2回防除を推奨し、航空防除とは別に自主防除をお願いしているとのことですが、なかなか自主防除は実施が少ない状況でございます。今後も引き続き協議会を中心に自主防除の徹底も呼びかけていただきたいと思いますと考えておりますが、改めてカメムシ被害の原因につきましても関係機関の協力のもと調査し、効果的な防除となるように航空防除推進協議会で検討を実施していただけるものと考えております。また、本町は早期地帯であるためウンカ発生に伴う水稻の被害は現時点では余りございませんでしたが、収穫時期の遅いWCS用稲の被害は懸念されますので、技連会を中心に栽培技術の指導を続けたいと思っておりますのでよろしく御理解いただきたいと思いますと思っております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

今、町長の答弁では99%がカメムシが効果があったということを聞いたわけですが、ただ、どうなんですかね。飼料用米まで拡大した航空防除というのは考えられてないんですかね。

議 長（田之畑）

経済課長。

経済課長（堀 口）

お答えいたします。

今現在、ブロックローテーションの区域を除いてはほとんどが飼料用稲にも散布している状況でございます。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

農協の仮渡金が一等が6,050円、二等が5,750円、三等が5,300円、等外が5,000円ということで、これは30キロ換算なんですけど、そういったしますと普通は一等、二等になるわけなんですけど、等外になりますと1,000円以上開きがあるということで、1反に30キロで20俵できますともう2万円の差ですね。それだけ所得が非常に少なくなっているわけなんです。ですから、私が考えるときに、自主防除を先ほども言われましたが、確かに今、コシヒカリをつくりまたその後、熟期で申し上げますとコシヒカリ一番先に熟れる。それからイクヒカリというのが中心なんですけど、イクヒカリが一週間後登熟を迎える。それからなつほのかというのはこのごろ出まして非常に熟期が遅いわけなんですよね。3品種が作付されているわけなんですけど、また防除になりますと時期がタイミングが合わないと効果が出ないわけですよ。ですから一斉防除とまたあわせて自主防除を奨励したらということなんですけど、ただし昔みたいに一反区画でございますとミスト機で防除ができるわけなんですけど、今、圃場整備で一町区画に整備されておりますので、非常に自主防除も問題だというふうなことで、ドローンの活用はできないかということを考えるわけなんです。これが何百万円とする機械なら特別なんですけど、ドローン等で自主防除が2回目については奨励したらということも考えるわけなんです。

それからもう1点は米の加工の段階なんですけど、米の加工の段階で色彩選別という選別機がございます。もう十何年前からあるわけなんですけど、農協がこれを先駆けて導入しておればカメムシ米もある程度はじき出して、玄米になったとき等級も上がるわけなんですけど、残念ながら農協が入れてないということです。ただ個人の方で、一農家という方か、一もみすりをされる方、一人の方入れられております。この方の米についてはそれだけの効果が出ているようでございます。ですからこの色彩選別をば町から農協にも働きかけて導入できないかということもしたらということも考えております。ただし非常に高い金額なんですけど、これは十何年前からできている機械でございますので早急に農協も対策をしていただきたいと思いますということで町長からも督促をしていただきたいと思いますわけでございます。

会 議 の 経 過

以上2点ほど来年の課題に向けて対策をお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思いますが、道路管理についてなんですが、立派な舗装道路が隔々までうちの町はできております。しかしながらつくただけで後の管理がどうかということなんですが、雑草が生えたり竹が出たり、見通しが悪かったり、また台風等が来れば後の処理が追いつかないというようなことがございます。そこで道路を、幹線道路だけでもいいんですが、土木業者に管理委託はできないかということ。それからもしくは各地区に管理人を立てて道路の管理というか事前管理はできないかということでございます。雑草については、今、除草剤がございまして、春草・夏草に入る前にちょこっと除草剤でもやれば一年じゅう草が生えないというようなこともございますので、この土木業者の管理また地区別の管理人は設けられないかということをご質問申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどの米のことですけれども、以前懇談会でしたけれども、組合長とちょっとお話しする機会がございまして、色彩選別の導入についても一応お願いしておりましたので、その後また会える機会が多々あると思いますので、そのたびにまた申し上げていきたいと思っております。

現在、道路の管理につきましては建設課職員による道路パトロールや町民の方々からの情報提供をいただきながら対応しておりますが、町道につきましては改修時に草の繁茂を防ぐため路肩に張りコンクリートを施工するなどの対策を講じながら整備を実施しているところでございます。特に通学路等の主幹幹線道路につきましては町内業者のボランティア活動で除草作業等実施していただいているところでございますけれども、また農道につきましては水土里サークル活動に取り組んでいただき、除草伐採等の作業も実施してきていただいております。この水土里サークル活動については特にお願いというか、農道については特にお願いしようかと、また今年も総会がございまして、総会のときにまた申し上げていきたいなと思っております。しかしながらボランティア活動等だけではなかなか限度がございまして、議員が言われました除草予防と管理の委託につきましても近隣市町の取り組みも参考にしながら今後検討していきたいと思っております。どうか御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

もう一つ、道路管理で集落によっては振興会で一斉に地区内の集落の住宅内部の道

路清掃作業をするところは、昔、林田土地改良区の溝払い期に一斉にしたことがございます。このごろはもうするところしないところ、だんだんにございます。ぜひ地区の道路だけは地区でできないかということ奨励していただきたいと思うわけです。実は今、振興会助成というのは、昔は課税、税金徴収等がございまして非常に振興会の活動も活発になったわけなんです、今は非常に年間の行事ができないというところもございます。よって振興会でも自主防災活動という1戸当たり500円もらう消防の訓練ですね。こういうのをやって振興会も収入を得ているわけなんです、この道路の清掃活動も一つ集落の事業としてやってもらいたいというようなことで、ここにもこういうポイントをつけたらどうかというようなことを考えているわけです。これは質問に出してございませぬが、その辺の検討もしていただきたいと思うわけでございます。振興会助成にもなりますし、また自分のところは自分で清掃しましょうやという、年1回でもいいですが、これを奨励していただきたいと思うわけでございます。

それでは最後に、九州金属の副産物の熱風が出るわけなんです、この件について質問申し上げたいと思います。

まず質問に入る前に、九州金属に調査に行ったところ、まず工場長の第一声が、地元の企業なんだが地元の従業員がいないということ言われたわけです。ぜひ地元の企業に地元の従業員を何とか議員さんも手伝いしていただきたいということ言われました。前もってこれをお知らせしておきたいと思いますが、九州金属は亜鉛メッキをされるところでございます。この亜鉛メッキの過程で、亜鉛メッキで450度の高熱を出さないと亜鉛メッキはできないということで、非常にたくさんの熱量を必要とする仕事でございます。その中で工場長の話では750度の熱風が出るんだということでございますが、これをせつかく地元の工場ですので地元はこの熱風を還元したい、何か町で使う計画はございませぬかというようなことを打診されたわけでございます。私、この吸収金属のガスと重油を使うわけなんです、そこを計算しますと施設園芸に比べらすと施設用の暖房機がございませぬ。1台で一反歩とか、20台から30台分の熱量が出るなというようなことを考えているわけです。そうしますとその熱風をそのまま施設園芸に使うというのはどうかと思いますが、使いますと2町歩、3町歩のハウスは十分できるんじゃないかというようなことを考えたわけです。あの工場でももったいないというようなことで、以前マンゴーをつくろうかというようなことも検討されたようなことなんです、この熱風の本町でも何か調査できないか、何か使うための調査できないかというような質問でございます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

議員おっしゃる優良企業ということで、いい会社で、おっしゃいましたとおり従業員

が本当に我が町の方が誰もいらっしゃらなくて、あそこは40名程の雇用を有しているところですね。一番いいところでありながら、そして町内の方がいらっしゃらないというのは残念でしょうがないんですけども、この750度の熱風を利用してということ、社長さんからも私ども何か、2カ月前だったですけど、ちょっと見にいかせていただきました。あの熱風を見たときはもったいないなという気持ちはあります。この熱風を利用して、温水の蒸気ですね、を出させた利活用ができないかということを考えてりするわけですけども、なかなか検討する余地はあると思います。あらゆる専門機関全て、大学を含めて相談して、高度の熱、熱風エネルギーを利用したアイデアをとにかく模索してみたいと考えております。これがそのまま施設園芸で使えるかどうかはまだわかりませんが、とにかく今、ただ聞いただけでなかなかアイデア出てきませんが、住民の皆さんや町外からもまた来町者の方々にも楽しんでもらえて交流人口などをふやせるような仕掛けができれば何かいいなと思っておりますけれども、なかなかこの公共施設に係る経費削減につなげる取り組みはできないかということで、鹿屋市の温水プールですか、ああいうところもありますけれど、それをどこにどのような形で運べるか、持ってこれるかということを経済的な角度からまた活用についてまた検討してみたいと考えております。ただし、熱風を利用していく上で高額な費用を要する場合にはまた十分に費用対効果も含めて財源の確保が可能かということも慎重に議論しなければならぬと考えておりますので、その点また御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

町長、私が言うのは、何かを使うという目的は何か腹案をもってですね、ただ調査だけは必要だと思うんですよね。調査をしてこれに使えるなということがあればそれから行動に移せばいいと思いますので、ぜひ調査をお願いしたいと思います。ちょうど九州金属の南側の水田、雪山土地改良区の水田なんですが、思い起こしますと昭和40年代前半ですね。最初に施設園芸の集団化ができたのはあそこです。パイプハウスがですね。そこでキュウリの栽培がなされた経緯もございまして、ですから施設園芸に使うといっても水田がございまして。また一方、その熱を利用して温水プール、また湯治場ですかね、そういうのも考えられます。いろいろな形で考えられると思いますので、一つこの地方創生の事業に合わせた、非常にタイミング的にもいいんじゃないかと思うわけです。ぜひ調査だけはしていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わりたいと思っております。

議 長（田之畑）

これで、一般質問を終わります。

会 議 の 経 過

~~~~~  
議 長（田之畑）

本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月28日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午後 1時22分

## 平成29年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成29年9月28日 午前10時00分  
閉 会 平成29年9月28日 午前10時46分

### 出席議員（10人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 1番 児玉勇治 | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治 | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳 | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮地利雄                      1番 児玉勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |        |             |        |
|-------|--------|-------------|--------|
| 町長    | 宮原 順   | 住民課長        | 若松 雄一  |
| 副町長   | 畠中 勇一郎 | 企画課長        | 中島 孝一  |
| 教育長   | 天神 康男  | 農業委員会事務局長   | 木佐貫 勝志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学  | 教育委員会管理課長   | 坪山 勝   |
| 総務課長  | 江口 勝志  | 学校給食共同調理場所長 | 松留 謙一  |
| 経済課長  | 堀口 利弘  | 社会教育課長      | 薬丸 淳郎  |
| 福祉課長  | 津曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅樹 |
| 税務課長  | 児玉 隆男  |             |        |
| 建設課長  | 甫村 良教  |             |        |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 橋口 正博

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 認定第 1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 認定第 1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

---

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

---

### ◆ 日程第2 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番。

7 番 (上 園)

お尋ねいたしますが、この過疎計画の変更のことではありますが、42億8,090万円ですが、この、いわば本年度の起債見込み額がこれだけなんです、どの部分を、どこの箇所をこの起債を起こして仕事をされるのか、その仕事をされる箇所をお願いいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

今、起債の、過疎債の話だったんですが、今の補正で組んでいる起債の話でよろしんですか。

7 番 (上 園)

はい。

総務課長 (江 口)

今回、過疎債を9月補正で1億6,390万円計上させていただいているところでございますが、今回の分の過疎債の金額を申し述べさせていただきますと、柏原相撲場の関係を330万円、それから農道関係でございますが480万円、それから基幹水利施設ストックマネジメント事業500万円、いわゆる排水機場の関係でございますが、500万円計上いたしております。それと町道関係につきましては、豊栄馬越線、大塚古市線、安留柏原線、あと柏原小学校東門線改良事業、これは設計でございますが、それから山野松原線改良舗装、これも設計です。下之馬場山野改良舗装事業等々に5,200万円計上させていただいております。それと学校関係でございますが、柏原小学校教員トイレ改修事業で1,180万円、それから同じく町民運動場の駐車場改修事業でございますが6,000万円、それから総合体育館LED照明事業2,700万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

7番 上園ミキさん。

7 番 (上 園)

## 会 議 の 経 過

本来ならば一般会計のところで聞くべきところなんです、この計画が出てまいりましたので、聞くところでありますが、このうち交付金としてどの程度返ってくる見込みでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

いわゆる交付税として措置させる部分は元利償還金、大体70%がその年度の基準財政需要額に算定いたしまして返ってくるというところになっております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

現町長ではないんですが、以前の町長のときに、この過疎債というのは事業の内容によって計算方式が違うんだというような説明を受けたことがあったんですが、今回の場合は、全てが70%返ってくるというところでよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

過疎債ということですので、70%、先ほどから話をさせてもらっておりますが、基本的には70%返ってくるというふうに私も理解いたしているところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑ありませんか。  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私もそこのところをちょっと確認したいと思ったんですが、総務課長は7割が原則ですということですが、実際上は本町の財政力によってなかなかそうならないという実態もあるんじゃないですかね。その辺のところを財務としては、例えば昨年度の過疎債で本来7割であるが、これだけ交付税がプラスされるべきなのに、実際は、そこまでいってないというような実態などは、財務のほうで調査したことはないのでしょうかね、その辺はいかがですか。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

その辺については、詳細に調べておりませんが、基本的には、基準財政需要額に入っております。基準財政需要額に、平成28年度につきましては、3億1,450万円程度、過疎債を含め、緊急減災防災も含めて算入させていただいて、その分が交付税として返ってくるというか、こちらのほうに交付されているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

基本的なのはわかるんですけども、財政力によって、事業内容というよりも、むしろその町村のその時点での財政力によって、交付税で返ってくる額というのは、違うというふうに認識をしておりますので、仕事も忙しいでしょうが、ぜひこの実際に交付税として過疎債の返済額がどの程度この交付税によって、補填されているのかということは、注意をしながら見守っていただきたいということを要請しておきます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算 (第4号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算 (第4号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番 (泊)

ただいまの議案第33号について、2件ほど質問をいたします。

歳入のほうからお尋ねいたしますが、13ページの目16寄附金でございます。昨年度のふるさと納税寄附金は、2億7,000万円ほどでございましたが、今回の補正でふるさと納税寄附金3億2,700万円が追加され、6億円の見込みでございます。今までにない自主財源の確保に努力され、心から敬意を表するものでございます。ふるさと納税は、寄附金で居住地の住民税が寄附金控除で安くなる制度でございます。本町の町民税の納税者が他市町村にふるさと納税をされることにより、平成28年度でどれだけ東串良町の町民税が減額になったか伺います。

議 長 (田之畑)

税務課長。

税務課長 (児 玉)

お答えいたします。

ふるさと納税の町民税における控除額でございますが、平成28年1月から12月までの1年間の課税状況調べで見ましたところ、一応人数で23名でございます。寄附金額が160万7,000円になっております。本題の税の控除額でございますが、67万1,250円になっているようでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ふるさと納税寄附金が今回6億円ということで予定をしておりますので、過大見込みにならないように頑張っていたきたいと思います。

次に2件目でございますが、15ページの目5財産管理の減債基金積立金7,000万円でございます。現在、減債基金は2億2,800万円ほどでございますので、3億円ほどになる予定でございます。減債基金の設置目的は、町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するためでございます。私も何回も金利の高い起債については、繰上償還をお願いいたしましたが、貸付機関のほうからできないということでございます。減債基金は、起債の償還だけの目的基金でございます。将来の財政健全を図るために、必要な基金ではございますが、本町の公共施設は大分老朽化いたしております。高齢者福祉センターは、昭和41年に建設され、51年経過しております。総合センターは、昭和57年に建設され、35年経過しております。また、総合センターは、第一次の災害時の避難所でもございます。平成28年度の監査委員の東串良町定額基金運用状況審査意見書にも載せておりましたが、公共施設の老朽化が進み、施設維持費が増加している状況から、将来的には、施設の補修、建てかえが必要になってくると思われれます。そのために、仮称ではございますが、公共施設改修基金を設置し、将来の財政の健全化を図る考えはないかお尋ねします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、この間、高齢者福祉大会があつたんですけれども、あのときも総合センターが雨漏りをしまして、会場の後ろ側にはバケツが準備してあつたんですよ。そういう形でおっしゃるとおり、この公共施設の老朽化が進んでおまして、インフラ整備対策、それも直面している課題でございますけれども、経常的な財源の一層の確実な確保に努めまして、それと今おっしゃいました減災基金、この目的を持った減債基金というものを積み立てていく方針でございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）
5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

将来、財政の健全を図るためにも、早急に設置していただきますよう要請いたします。

終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ふるさと納税については、ただいま同僚議員から6億円となる見込みだということで、関係者の努力に評価をいたしたいと思うんですが、これは企画で実際はやっているのかな。ふるさと納税を呼びかけるのに、目的を明示して、本町は何々に使いたいので、ぜひ御協力をお願いしますというような、この目的を明示して募集することは可能でしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

それは目的を持ったそういうふるさと納税のアピールというのは、できますので、ぜひやっていきたいと思っております。

今でもずっとそういう目的というか、一応ふるさと納税を利用したものはちょっと使わせていただいております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

たびたびこの議会でも取り上げられてきましたが、この小中学校におけるクーラーの設置ですよね。これをもっと大々的な形でふるさと納税に御協力願いたいということをぜひ打ち出してほしいと思うんですね。そうすると東串良出身の都会にいらっしゃる人たちがまだ学校にクーラーもねえどと、そういう声が広がれば、さらにふるさと納税の金額もふえるし、目的を具体的に持って、そういう形で一つ真剣な検討をクーラーを設置したいということを明文化したものにしてもらいたいと思っておりますが、一つ真剣な検討をお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

お答えします。

今度また10月の末で関東・東くしら会があるわけですが、そのときに、また声高々にしてふるさと納税に対するクーラー設置という目的を明文化した形でちょっと説明もさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第35号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第36号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)

## 会 議 の 経 過

特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る12日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 8 認定第 1 号 平成 28 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第 9 認定第 2 号 平成 28 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第 10 認定第 3 号 平成 28 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第 11 認定第 4 号 平成 28 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第 12 認定第 5 号 平成 28 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第 13 認定第 6 号 平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

- 日程第 8 認定第 1 号 平成 28 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 28 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 平成 28 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 平成 28 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 5 号 平成 28 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 6 号 平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上の 6 件を一括議題といたします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 原田 猛君。

8 番 原田 猛君。

8 番（原 田）

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 6 号について、委員会での審査結果を報告いたします。

皆様のお手元配付しております別紙をごらんいただきたいと思います。朗読して報告にかえます。

平成 29 年 9 月 12 日に開会した定例会の本会議において、委員 8 名で構成する決算

会 議 の 経 過

審査特別委員会が設置され、提案された平成28年度一般会計及び5特別会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

本委員会は、平成29年9月15日、19日、20日に、主要な施策の成果説明や法定決算書類のほか、本質的意義である行政効果の客観的判断のため資料などの提出を求め審査を行いました。

また、9月22日に平成28年度事業の成果及び既存施設の管理状況を把握するため、次の3カ所の現地調査を実施しました。

地積図管理システム調査のため税務課を訪問しました。池之原小学校増築分校舎、柏原幼稚園の3カ所の現地調査を実施しました。

審査においては、現況において各課が抱える課題や問題点、その改善策も対象としたところです。

審査の進め方は、主に成果説明書を担当課長から説明を受け、あわせて補助団体について説明を求めました。その後、質疑応答という方法で行いました。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き審査いたしました。

予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月27日に開催した委員会において、平成28年度東串良町一般会計及び5特別会計の決算を全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。執行部において次年度の予算編成の過程においては、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映できるよう、次のとおり今回の審査における事業の評価や政策的提案を行い、本委員会の報告とします。

特に評価する意見のあった施策について報告します。

- ・ 議会は議会基本条例に基づき、他町の議会傍聴や町内巡回を実施して町民の要求やニーズの確保、解決に努めている。
- ・ 議会は防災訓練を実施し、防災に対する役割を確認するとともに、議員個々の防災意識の向上に努めている。
- ・ 財政調整基金の一部について、国債や地方債を購入する資金運用で高い利子を得るなど財源確保が図られている。
- ・ 税の公平性の観点から、滞納者の給与及び口座の差し押えを実施し、収納額の実績が上がっている。また、金融機関での公共料金引き落とし等が定着してきている。
- ・ 滞納額の徴収率を上げるため、町税や使用料等は徴収吏員の連携や情報共有に努め、公平・公正かつ効率的な徴収体制を構築している。
- ・ 農業委員会や農地中間管理機構との連携により、耕作放棄地の解消に継続的に努めている。

会 議 の 経 過

・柏原地区小さな拠点づくり事業の導入により、地域住民の利便性・活性化が図られている。

・ふるさと納税は、担当課職員の努力でクレジット決済での利便や返礼品の新規展開が図られたことにより納税額が倍増となっている。

・古墳の測量は計画的に進められており、今後の古墳整備に向けて専門員の配置など期待したい。

・小中一貫教育やひっくら塾を土曜日に開講し広く教育の場を提供するなどして、小中学生の学力向上に努めている。

・学校給食費の助成により保護者負担の軽減が図られている。

・本町には他町にない献血推進協議会があり、その活発な活動により採血者がふえるなど社会貢献している。

・30歳から39歳の国保加入者も健診料を無料化するなど、生活習慣病予防への早期介入に取り組み、その成果として健診率の向上につながっている。

・重複・頻回受診者への訪問指導は、訪問することで町民との信頼関係の構築や不安解消につながるなど、その波及効果も大きいので継続しての実施が望まれる。

・ジェネリック医薬品の推進により、医療費の低減に努めている。

・女性消防隊が結成され、非常時消防力の向上につながっている。

特に指摘の政策的提案について、報告します。

・古く危険な家屋の撤去が進むよう、資金上の対策を講ずべきである。

・ゴミの不法投棄を減らすための啓発活動と、衛自連組織のさらなる活動の推進を望む。

・ふるさと納税は、インターネットやマスメディアなどを駆使し広く情報を発信し、本町にさらなる多くの納税を促す取り組みを引き続き強めるよう求める。

・石油立地交付金事業については、一般財源化への取り組みとして全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動を求める。

・柏原地区における定住促進住宅など、人口増の課題は喫緊の課題である。町当局と議会、町民の知恵と工夫を総結集してこの課題に取り組むべきである。

・町花ルーピンは生育や開花状況がかんばしくない。ルーピンは本町が町内外に誇れる観光資源である。種子、植えつけ、管理等について研究・検討を重ね、開花したルーピンで海岸一帯が黄色いじゅうたんのようになり、柏原に多くの観光客が訪れるよう対策を求める。

・中央地区の有収水率は70.8%である。漏水等が危惧されるので、その対策に万全を期してほしい。

・道路の補修関係であるが、工事期間が重なっている感がある。補助事業や自然災害などを考慮してのこととは思いますが、年間を通じての平準化発注を要望する。

・建設課職員は現場での工事関係者への指導など、相応の専門的知識を必要とする。

・職員配置については、技術職員の採用を進めるべきである。

・施設園芸は本町の基幹作物である。今後もさらなる振興を図る上で、園芸指導員の配置を強く求める。

会 議 の 経 過

- ・堆肥センターで受け入れる原料については、機器が損傷を受けないよう、原料の質や内容等の基準について検討すべきである。
 - ・人づくり基金活用の住民への啓発と、町の審査体制の是正を求める。
 - ・姉妹都市の協定を結び、人と物の交流が図られる政策も必要である。
 - ・校長住宅、教頭住宅、教職員住宅の整備を引き続き図るべきである。
 - ・地球温暖化等の影響により、昨今の夏は、日中では40℃を超える猛暑日が続く状況となっている。快適な教育環境を提供する上で、小中学校へのクーラー設置を強く求める。
 - ・町内の公共施設のトイレは、洋式化への改修をすべきである。
 - ・海拔の低いところへは町民の生命を守る対策として、順次、避難タワーを整備すべきである。
 - ・LED照明灯の設置が進んでいるが、1基当たり設置費用が100万円もする。もっと効率的な設置方策について検討されたい。
 - ・また、既設のLED照明灯の中で点灯していないものが散見されるので、日ごろの整備点検等に万全を期すべきである。
 - ・補助団体において、決算繰越額が多額となっている団体を散見した。補助金交付の趣旨を十分に周知するとともに、活動目的を達成できない場合は補助金の返還など指導すべきである。
 - ・本町の安定した行財政運営のためには、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求めていく必要がある。
 - ・また、町税等の収入未済額の解消など自主財源の確保に万全を期すことを求める。
- 以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から観光振興対策、子ども及び高齢者等の福祉対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産業の振興対策について、学校教育の現状と対策について、町道農道の整備状況について。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時46分